

立川競輪場臨時職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布による。

立川競輪場臨時職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

立川競輪場臨時職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年立川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (退職手当) | (退職手当) |
| 第9条 | 第9条 |
| 2 | 2 |
| 3 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 | 3 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、事情（当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者の勤務の状況、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職した者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。）を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 |
| (1) ……略…… | (1) ……略…… |
| (2) 地方公務員法 <u>第16条各号</u> のいずれかに該当し、名簿から削除されたとき又はこれに準じて名簿から削除されたとき。 | (2) 地方公務員法 <u>第16条第2号から第5号まで</u> に該当し、名簿から削除されたとき又はこれに準じて名簿から削除されたとき。 |
| (3)及び(4) ……略…… | (3)及び(4) ……略…… |
| 4 | 4 |

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。